

堺感対第 106 号
令和 6 年 4 月 9 日

新型コロナウイルスワクチン接種実施医療機関 様

堺市保健所長
(公印省略)

新型コロナウイルスワクチン特例臨時接種にかかる接種費用の請求について

平素は、本市保健衛生行政の各般にわたり、格別のご高配を賜りまして、誠にありがとうございます。
ございます。

さて、新型コロナウイルスワクチンの特例臨時接種における費用請求につきましては、令和 5 年度末での特例臨時接種の終了に伴い、令和 6 年 4 月 10 日までに予診票をご提出いただくようこれまでお願いしていたところです。

しかしながら、不備の訂正等の理由により予診票の提出が 4 月 11 日以降となってしまった場合における取り扱いについて、下記のとおりお知らせいたしますので、内容をご確認いただきますとともに、引き続き新型コロナウイルスワクチン特例臨時接種の終了に伴う円滑な事務の遂行にご協力いただきますようお願いいたします。

記

1 堺市内在住者分の接種費用請求について

(1) 請求方法

これまでと同様、「ワクチン接種実績報告書① 堺市内在住者用」(別添 1) を添付して予診票を堺市新型コロナウイルス接種事務処理センターまでご提出ください。

※各医療機関に配布している専用封筒をご利用ください。

(2) 提出期限

令和 6 年 4 月 30 日 (火) まで (必着)

2 堺市外在住者分の接種費用請求について

堺市外在住者分については、これまで本市を經由して国保連合会に予診票や請求書を提出することにより接種費用をお支払いしていましたが、国保連での処理は令和 6 年 4 月 10 日をもって終了したことから、以降は次のとおりご対応いただきますようお願いいたします。

(1) 請求方法

被接種者の住所地である市区町村(接種券に記載されている市区町村)に対し、各医療機関から直接請求書等をご提出ください。

(2) 提出書類及び提出期限

市区町村によって異なる場合がありますので、該当する市区町村に直接ご確認いただきますようお願いいたします。

なお、大阪府内の市町村のみになりますが、別添2に担当課、電話番号及び住所等を掲載しておりますので、ご活用ください。

(3) 留意事項

堺市外在住者分については、これまでのように予診票を堺市新型コロナワクチン接種事務処理センターに送付いただいても本市では対応できかねるため、返送させていただくこととなりますので、予めご了承くださいますようお願いいたします。

3 その他

以下の URL に、本通知（別添含む）を掲載しておりますので、適宜ご覧ください。

<https://www.city.sakai.lg.jp/kenko/kenko/kansensho/yobo/yobo/covid-19/iryokikan.html>

お問い合わせ先

堺市健康福祉局保健所感染症対策課
予防接種係（担当 朝井、溝端）

TEL : 072-222-9933 FAX : 072-222-9876